

平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則
八十六号)第五条第一項及び第二項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(第一種指定化学物質の排出量の算出の方法)

第二条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の排出量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。
この場合において、第一種指定化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質(ダイオキシン類を除く。)については特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類においてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質については第一種指定化学物質量によって算出するものとする。

第三条 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法

- 二 当該事業所における排出物(環境に排出される物質をいう。以下この条において同じ。)に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法
- 三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱いに関する数値と当該第一種指定化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる式を用いて算出する方法

第四条 蒸気圧、溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

第五条 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

(第一種指定化学物質の移動量の算出の方法)

第三条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の移動量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。

この場合において、第一種指定化学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質(ダイオキシン類を除く。)については特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類においてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質については第一種指定化学物質量によつて算出するものとする。

第三条 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法

- 一 第一種指定化学物質等の量と当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法
- 二 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法

第三条 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に關する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量との関係を的確に示すと認められる式を用いて算出する方法

第四条 溶解度その他第一種指定化学物質の物理的化学的性状に關する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

五 前各号に掲げるもののほか、事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

(排出量及び移動量の把握)

一 事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。

イ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種指定化学物質(当該年度に業として取り扱う製品(法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。)において同じ。)に含有されるものを含み、特定第一種指定化学物質が一トロ以上であるもの(へにおいて「把握対象第一種指定化学物質」という。)の排出量及び移動量

ロ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質(当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含む。)であつて、その特定第一種指定化学物質量が〇・五トロ以上であるもの(へにおいて「把握対象特定第一種指定化学物質」という。)の排出量及び移動量

ハ 鉛山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の経済産業省令で定める施設が設置されている事業所(令第三条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。)においては、鉛山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)第十九条第二号及び第二十条第二号の基準の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ニ 下水道終末処理施設が設置されている事業所においては、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十二条第一項(同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(へにおいて単に「処理施設」という。)が設置されている事業所(令第三条第二十号又は第二十二条第一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。)においては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号)第一条第二項第十四号ハ(同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2) ダイオキシン類の当該施設(ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成十二年総理府令、厚生省令第二号)第一条第三号ロの規定により水質検査を行うこととされているものに限る。)からの排出量

(3) 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ヘ 処理施設が設置されている事業所(当該事業所を有する事業者が有する他の事業所(把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。)において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。)においては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十四号ハ(同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質(当該事業所において特定第一種指定化学物質又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当するものに限る。)において特定把握対象第一種指定化学物質(と/or)の当該施設からの排出量

(2) 水質汚濁防止法第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる特定把握対象第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ト ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定施設(チにおいて単に「特定施設」という。)が設置されている事業所にあっては、ダイオキシン類の当該施設からの排出量及び移動量

チ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条各号列記以外の部分に規定する最終処分場(以下チにおいて単に「最終処分場」という。)が設置されている事業所(当該事業所を有する事業者が有する事業所に設置されている特定施設において生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置されているものに限る。)にあっては、ダイオキシン類の当該最終処分場からの排出量

二 排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握すること。

イ 大気への排出

ロ 公共用水域への排出

ハ 当該事業所における土壤への排出(ニに掲げるものを除く。)

ニ 当該事業所における埋立処分

三 移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握すること。

イ 下水道への移動

ロ 当該事業所の外への移動(イに掲げるものを除く。)

(届出の方法等)

第五条 法第五条の規定による届出は、毎年度六月三十日までに、様式第一による届出書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

2 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第五条第二項の規定による届出は、当該事業所における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

第六条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

(届出事項)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所において常時使用される従業員の数

四 事業所において行われる事業が属する業種

五 法第五条第一項の規定により排出量及び移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに当該第一種指定化学物質に係る第四条第二号及び第三号に定める区分ごとの排出量及び移動量

(対応化学物質分類名)

第七条 法第六条第一項の対応化学物質分類名は別表の上欄に、各分類に属する第一種指定化学物質は同表の下欄に、それぞれ定めるとおりとする。

第八条 法第六条第一項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第一の届出書と併せて、様式第一による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

2 法第六条第八項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第三による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

ト 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第六条第一項及び第八項の請求は、それぞれ当該事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

(都道府県知事が説明を求める方法)

第九条 都道府県知事は、法第七条第五項の規定により説明を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を主務大臣に提出して行わなければならない。

一 説明を求める事項に係る事業者名、事業所名及び対応化学物質分類名

二 主務大臣に対し求める説明の内容

三 説明を求める理由

(手数料を現金により納付できる場合)

第十条 令第八条第二項に規定する主務省令で定める場合は、主務大臣が、その事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を官報で公示した当該事務所において現金で納付する場合とする。

(電子情報処理組織を使用した届出の方法)

第十一条 法第五条第二項の規定による届出であつて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)第四条に規定する電子情報処理組織を使用して届出をしようとする者は、第五条第一項の規定にかかわらず、主務大臣が指定する電子計算機(第十三条第一項第一号において「指定電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項を主務大臣が定める技術的基準に適合する電子計算機(届出をしようとする者の使用に係るものに限る。)から入力しなければならない。

(事前の届出等)

第十二条 前条の電子情報処理組織を使用して法第五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四による届出書を都道府県知事にあらかじめ提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を停止したときは、速やかに様式第五による届出書にその旨を記入し、都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

(磁気ディスクによる届出等の方法)

第十三条 令第九条の規定により磁気ディスクにより届出等をしようとする者は、第五条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第六による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

一 法第五条第二項の規定による届出をしようとする者 指定電子計算機に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項

二 法第六条第一項の請求をしようとする者 主務大臣の使用に係る電子計算機(次号において「使用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名変更請求様式に記録すべき事項

三 法第六条第八項の請求をしようとする者 使用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名維持請求様式に記録すべき事項

2 前項の場合において、同項第二号又は第三号に掲げる者は、同項第二号又は第三号により記録した事項についての事実を証する情報を同項の磁気ディスクに記録し、又は当該事実を証する書類を主務大臣に提出しなければならない。

第十四条 前条の磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジに限る。）には、日本産業規

格X六二三に規定するテヘル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならぬ。

提出者の氏名又は名稱

三
提出年月日

附錄

第五条及づ

2 この命令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

経済産業省・国土交通省・環境省令第一号
この命令は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則
第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）
から施行する。

経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)
この命令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年一月三日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二六日内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
この命令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一七年三月二日内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

この命令は平成十七年四月一日から施行する。
附 則（平成二年四月一日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

1 (施行期日)
二の省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 (経過措置) 平成二十二年度において特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する

る法律第五条第二項の規定により行われるべき届出については、この省令による改正後の特定化學物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお從前の例による。

附 則（平成二十七年七月一日貿易省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）
この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月三日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）

国土交通省・環境省・防衛省令第一号
この省令は、公布の日から施行する。

様式第4 (第12条関係)

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者 (ふりがな)
住所 (ふりがな)
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) (印)

特定期物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

| | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 通信方式 (いすれかに○をすること) | 1. ダイヤルアップ方式 2. インターネット方式 |
| 届出に使用する通信用電話番号 (イントネット方式の場合は空欄とすること) | |
| 担当者 (連絡及び問い合わせ先) (ふりがな) 氏名 | |
| 部署 | |
| 電話番号 | |
| 電子メールアドレス | |
| ※識別番号 | |

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

| | |
|---------------|-------------|
| 事業所の名称 (ふりがな) | |
| 所在地 (ふりがな) | 〒 都道府県 市区町村 |

- 備考
1. 本届出書は、ダイヤルアップ方式による届出をしようとする場合においては届出に使用する通信用電話番号ごとに、インターネット方式による届出をしようとするとする場合においては届出に使用する電子計算機ごとに作成すること。同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次業を使用する。ただし、
 2. 代理人あつては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先に記載すること。
 3. ※の欄には、記載しないこと。
 4. 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 5. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第4
(第12条関係)

様式第3(第8条関係)

| | |
|-------|-------|
| ※受理日 | 年 月 日 |
| ※整理番号 | |
| ※結果 | |
| ※決定番号 | |

対応化学物質分類名の維持の請求書

年 月 日

主務大臣 殿

(ふりがな)
申請者 住所 (ふりがな)
氏名 (印)
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第8項の規定により、次の対応化学物質分類名を維持することを請求します。

| 第一種指定化学物質の名称 | 号番号 | | | |
|--------------|-----|--|-------|--|
| 対応化学物質分類名 | 第 | | 分類() | |

| 決定番号 | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(理由)

別紙のとおり、申請者においては、当該第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの(以下「秘密情報」といいます。)に該当すると考えられます。

- 備考 1 ※の欄には、記載ないこと。
 2 号番号の欄には令別表第一における該当する号の番号を記載し、対応化学物質分類名の欄には規則別表における該当する名称を記載すること。
 3 「決定番号」欄には、請求が認められた際に主務大臣から通知された番号を記載すること。
 4 別紙中の各項目について、事実を証する書類を添付すること。
 5 請求書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 6 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第6
(第13条関係)

様式第5 (第12条関係)

電子情報処理組織変更(廃止)届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者 (ふりがな)
住所 (ふりがな)
氏名 (印)
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

| | |
|------|--|
| 識別番号 | |
|------|--|

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第3項の規定により、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を変更(廃止)することとなりましたので、届け出ます。

1. 変更の内容

2. 変更(廃止)の年月日

- 備考 1 本届出書は、届出に使用する通信用電話番号ごとに作成すること。
 2 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 3 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 4 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第6（第13条関係）

| | |
|-------|-----|
| ※受理日 | 年月日 |
| ※整理番号 | |

磁気ディスク提出票

年月日

主務大臣殿
都道府県知事

提出者 住 所 〒
 (ふりがな)
 氏 名 (印)
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

担当者 部 署
 (部署名) 氏 名

電話番号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（第6条第1項の規定による請求）（第6条第8項の規定による請求）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項（及び事実を証する情報）を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項

2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 宛先の欄には、法第5条第2項の規定による届出にあっては都道府県知事、法第6条第1項又は第8項の請求にあっては主務大臣を記載する。
 2 「磁気ディスクに記録された事項」の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 3 「磁気ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出（又は請求）の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
 4 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 5 提出票の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 6 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。